

令和元年度 嘉手納町食育まんが制作業務委託業者選定基準

この基準は、プロポーザル方式による、嘉手納町食育まんが業務委託業者を決定するため、参加業者から提出された提案企画書等の内容を客観的に評価するための基準として示すものです。

1. 評価基準

評価項目の番号1～3は技術評価とし、番号4は価格評価とします。

なお、配点は技術評価 225 点、価格評価 75 点とし、総合評価は 300 点満点です。

評価項目		細項目	配点	小計
技術評価	1. 企業の実績及び業務体制	①業務実績	15	75
		②技術実績	20	
		③人員配置	15	
		④経済的基礎	25	
	2. 企画提案の内容	①業務内容の理解度	15	115
		②業務実施に伴う手法の妥当性	15	
		③実施手順の明確性及び妥当性	15	
		④企画提案の内容	30	
		⑤技術力	40	
	3. ヒアリング	①取組み姿勢	20	35
		②コミュニケーション	15	
価格評価	4. 提案価格	①価格点を算出 価格点 = (予定価格 - 提案価格) / (予定価格 - 最低制限価格) × 配点 (75 点)	75	75
合計				300

2. 審査方法

技術評価による「技術点」と提案価格による「価格点」を各項に掲げる方法により算出し、総合評価点が最も高い業者を最優秀提案者とします。

(1) 技術評価の方法

企画提案に記載された内容及びプレゼン、ヒアリング等の結果により、各委員が細項目毎に評価し、次の表により得点化します。各委員が得点化したものを細項目毎に平均点を算出し、合計したものを技術点とします。

なお、細項目の平均点に小数点以下の端数がでた場合は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで算出します。

評価の度合い	評価	得点化方法
非常に優れている	A	配点×1.00
優れている	B	配点×0.75
標準的である	C	配点×0.50
劣っている	D	配点×0.25
非常に劣っている (要求基準を満たしていない)	E	配点×0.00

(2) 技術評価の失格扱い

- ① 技術評価により技術点が135点未満(225点満点の6割未満)の業者は、要求基準を満たしていないと判断し失格となります。

(3) 価格評価の方法

提案価格により、次の算定式で価格点を算出します。

なお、端数がでた場合、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで算出します。

$$\text{価格点} = (\text{予定価格} - \text{提案価格}) / (\text{予定価格} - \text{最低制限価格}) \times \text{配点 (75点)}$$

※委託金額の上限は2,192,500円(税込)です。

※最低制限価格は1,534,750円(税込)とします。

(4) 価格評価の失格扱い

提案価格が予定価格を超えたとき、または最低制限価格を下回ったときは失格となります。

(5) 総合評価点が高点となった場合の取り扱い

技術点の高い業者を最優秀提案者とします。技術点が高額であった場合は、以下の点数が高い業者を最優秀提案者とします。

- ①技術力
- ②企画提案の内容
- ③経済的基礎
- ④取組み姿勢